

2008年(平成20年)12月18日

大阪市長 平松邦夫 殿

大阪弁護士会
会長 上野 勝

大阪駅北地区第2期開発(梅田北ヤード)に関する意見書

1 意見の要旨

大阪市は、大阪駅北地区第2期開発区域を、住民参加の観点から幅広い市民の議論をふまえつつ、大阪の歴史と将来を担うにふさわしい水と緑を豊富に配した大規模緑地空間として整備開発すべきである。

2 意見の理由

(1) 大阪駅北地区第2期開発の状況

大阪駅北側の梅田北ヤード(大阪駅北地区)は、「都心に残された最後の一等地」と称され、大阪はもとより関西の再生をリードする新しい拠点となりうる立地である。総面積は24haで、そのうち第1期約7haが先行売却され、残る独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構所有の約17haが、大阪駅北地区2期開発区域に当たる。

学識経験者、地権者、財界、都市再生機構及び大阪市の当局者からなる大阪駅北地区まちづくり推進協議会は、大阪駅北地区2期開発ビジョン企画委員会において、2期開発の実現に向け、「2期開発ビジョン」の検討を進めており、本年度中を目処に最終とりまとめがなされる。当会は、2期開発が大阪の都市環境にとって重大な意義を有することに鑑み、同協議会の中心となるべき大阪市に対して、意見を申し述べるものである。

(2) 近畿弁護士会連合会・日本弁護士連合会のこれまでの提言

わが国では、これまで人口の増加を前提として経済活動を最優先し、無秩序な開発を行ってきた。この結果、里山・農地などの緑地や水辺空間は減少し、まちなみは破壊され、まちの個性は失われ、都市の無秩序な拡大、自動車交通への過度の依存、地域的連帯の衰退といった、都市の危機を招いてきた。

とくに大阪市は、一人あたりの都市公園面積が3.52㎡と、東京都区部(2.95㎡)を除くと全国の大都市で一番公園面積が少なく(平成19年3月31日現在。国土交通省都市公園データベース)、緑被率も小さい。

これらに対して、近畿弁護士会連合会(近弁連)では、1988年第15回人権擁護大会「都市はどこへ行くか - 今、まちづくりと土地利用を考える -」、2004年第23回人権擁護大会「人と環境に優しい都市づくりを考える」において、土地利用の公共的な制御

や、持続可能性を目標とした都市開発を実現すべきことを指摘した。また、日本弁護士連合会では、1993年第36回人権擁護大会「変えてみませんかまちづくり - 豊かな生活環境をめざして」、2007年第50回人権擁護大会「住み続けたいまち・サステイナブルシティへの法的戦略 - 快適なまちに住む権利の実現に向けて - 」において、都市開発の現状に対して警鐘を鳴らし、「持続可能な都市」に向けて、都市開発の抜本的な発想転換を求めてきた。

緑地・公共空間は、都市で生活する者にとって憩いの場でありコミュニティ形成の場であって、ヒートアイランド対策やさらには地球温暖化対策の上からいっても、不可欠な公共施設である。

(3) 第1期開発の問題点

第1期開発は、容積率を緩和し、高層大規模建築物の立地を可能とし、民間主導で、高層建築物に商業施設・ホテル・住居が複合する従来型の経済合理性をひたすら追求する手法によっている。ロボット・IT関連の先端産業を集積するという「ナレッジ・キャピタル」の概念についても、大阪の地理的・歴史的な個性や、都市理念との関係が、希薄であり、いずれは、易きに流れ、単なる高密度の雑多な商業・オフィス街に成り代わってしまう危険も大きく、「持続可能な都市」の観点から疑問である。

(4) 第2期開発のあり方

第2期開発は、大阪が世界に向けて開かれた都市になるために今後100年間を決する最後の開発機会である。大阪がアジア・世界のゲートウェイとなり、世界に恥じない都市になるためには、民間事業者に委ねて後世への免罪符とすべきではなく、大阪駅北地区の潜在的可能性を公共用地としていかに最大限に活用すべきか、行政自らが、真剣に検討しなければならない。

少子高齢化による人口減や地球温暖化防止のための低炭素社会化など、今後100年間に渡って起こりうる社会的問題に対して、都市としての明確な対策と理念を打ち出す発想に立ち、公共用地としての属性を強く意識した開発を実施すべきである。

たとえば、パリ 11.8 m²、ニューヨーク 29.3 m²、ロンドン 26.9 m²といったように（いずれも一人あたりの都市公園等面積(平成19年度国土交通白書))、世界的な大都市には、様々な歴史的経緯により、都心部に大規模な緑地が設けられているが、いずれの緑地も、先人が公共空間として位置づけ、設計し、維持してきたものであり、それぞれの都市の品格を構成している。大阪市にあっても、1923年の関東大震災を目の当たりにした当時の関一市長が、「東京市民を救ったものは、芝公園、上野公園等、徳川時代の遺物であり、明治の時代に出来た施設によって東京市民は救われなかった」と述べ、1927年には大大阪緑地理想計画を策定し、都市緑地の計画的整備を実施していた歴史がある。

他方、「持続可能な都市」は、徹底した住民参加を前提としたローカル・ガバメントが実現する都市でもある。また、ナショナルトラスト運動や地域主体のさまざまな活動や基金の例をみるまでもなく、緑地・公共空間として整備するには市民の幅広い協力が不可欠で

ある。

大阪市は、最近、同市の環境審議会に、地球温暖化の取り組みに関する諮問を行った。例えばこの問題に関しても同審議会の審議に付すとか、行政・議会・商工団体・環境N G O・公募市民等による「市民フォーラム」を立ち上げて市民全体で議論を行ったり、札幌市が試みたように大規模なワークショップを開催するなどして、市民の英知を集めて、第2期開発のあり方を判断すべきである。

折しも、2008年9月、関西経済同友会梅田北ヤード委員会（篠崎由紀子委員長）は「大阪市は、大阪駅北地区第2期開発区域（17ha）を「緑と水」のグリーンパーク（大規模緑地空間）として整備されたし。」との内容の緊急提言を発表しており、経済合理性を重視する立場の経済団体も、第2期開発区域を大規模緑地空間とするほうが望ましいとの意見を示している。

（5）まとめ

大阪市は、第2期開発が今後100年の都市の品格を決定づけるものになることを自覚し、大阪市市民のみならず、京阪神1500万人が行き交う交通拠点である大阪駅北地区第2期開発区域の、社会的共通資本としての重要性に思いを致し、都市経営の見地から、大阪府・国とも積極的に連携し、第1期事業とは異なり、住民参加の観点から幅広い市民の議論をふまえた行政主導での、水辺・緑地中心の公共空地としての整備を実施すべきである。

以上